

『阿弥陀経』における 「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

畠 部 俊 英

はじめに

又舍利弗、極樂国土、七重欄楯・七重羅網・七重行樹。皆是四宝、周匝圍繞。是故彼國、名曰極樂。⁽¹⁾

(また舍利弗、極樂国土には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、周匝し囲繞せり。このゆえにかの国を、名づけて極樂という。)

この箇所に対応する梵文『阿弥陀経』(*The Smaller Sukhāvatīvyūha*) の文は、次のようにある。

punar aparam Śāriputra Sukhāvatī lokadhātuḥ saptabhir vedikābhīḥ saptabhis tālapaṇktibhiḥ kaṅkanījālaiś ca samalamkṛtā samantato 'nuparikṣiptā citrā darśanīyā caturṇām ratnānām | tad yathā suvarṇasya rūpyasya vaiḍūryasya sphatikasya | evamrūpaiḥ Śāriputra buddhakṣetraguṇavyūhaiḥ samalamkṛtam ⁽²⁾ tad buddhakṣetram ||

(また、次に、シャーリップトロよ、極樂世界は、七〔重〕の欄楯、七〔重〕のターラ樹の並木、鈴のついたもろもろの網によって飾られ、ぐるっと囲繞され、きらびやかで、美しい。[それら七〔重〕の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている。シャーリップトロよ、かの仏国土は、このような、仏国土のもろもろの功徳の莊嚴によって、飾

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について
られているのである。)

『阿弥陀経』（および梵文『阿弥陀経』）において、まず問題となるのは「皆是四宝」（梵文では「四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」）の箇所の扱いである。従来の読みは「みなこれ四宝をもって」となっているのであるが、岩波文庫本『阿弥陀経』の「漢文書き下し」では「みなこれ四宝」となっていて、⁽³⁾ 註において「梵本和訳(4)、153ページ註「四つの宝石からできている」参照」とある。その指示にしたがって、その註を見てみると「その原語 caturñām ratnānām をどの近代翻訳者も「四種の宝で飾られている」「四種の宝で美しい」と解する。しかし属格をそのように解することは困難であろう。これは材料を示す属格 (genitivus materiae) と解すべきである。（Speyer: *Sanskrit Syntax*, § 113, p.84）すなわち欄楯、並木、鈴（鈴のついた網一筆者）などが四つの宝でつくられているのである」とある。⁽⁵⁾ 「皆是四宝」とは「皆是」で「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」を受けて、「それらはみな四宝からできている」ということである。このことは、既に香月院も注意していて、「囲繞とは取りかこむこと。此を四宝をもてとよむは不可なり。只四宝とよむが可なり。…。皆是と云ふを周帯囲繞まで以てくる義なり」と述べている。⁽⁶⁾ 但し、梵文では文法上、「極樂世界は…四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」と読める。そこで、このままでは意味が通らないので、岩波文庫本の梵本和訳に「それらは」と補ってあるように「[それら七〔重〕の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている」と訳しておく。

ところで、香月院は、この「讚宝樹莊嚴」の箇所を講義している中で、極樂世界をどのように見るのであるかという重要な問題を提起している。

七重行樹とは定善義十二右に觀經の宝樹觀の文の七重行樹を釈して。善導已前の古師の中に此七重行樹と云ふを極樂のぐるりを取り回して七重の並木あることぢやと解して書いてあるとみえる。善導夫を初めに破して弥陀

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

の淨土は広大無辺際の淨土。豈ただ一の七重の行樹のみならんや。極樂には所所に宝樹の林あり。夫を七重の行樹と説いた者ぢやとあり。さればなぞ七重と云ふやと云ふに善導の釈は諸の宝樹の一本一本の樹にみな七重づつあり。夫は一本の樹に根莖枝條葉華果実の七つあり。それを金銀瑠璃等の七宝をもて成す。大經の説の如く或は根金なれば茎は銀と云ふ如く七宝で成じてあり。其根莖等の七宝をもて互に入れ違へ入れ違へに成りてあるの故に具さに四十九重あり。夫を經文に七重行樹と説くと釈してあり。是れ古今の諸師申さぬ所なり。…。さて欄楯羅網を七重と説いたは如何と云ふに。觀經の上にも一一の樹の上に七重の羅網ありと説いてあり。七重の網が宝樹の上に幾重にも重ねてあると云ふ是は七重に限りはせぬなり。…。欄楯も無量の雑宝をもて成す。故に百千重の欄楯なり。…。如是莊嚴した所の宝樹が極樂國中には所所にあり。故に称讚淨土經には所所皆有七重行列妙寶欄楯七重行列寶多羅樹と説き給ふ。⁽⁷⁾

『觀無量壽經』には、定善十三觀の中で極樂を觀想する第四觀として「宝樹觀」が説かれている。その初めに「宝樹を觀ずとは、一一にこれを觀じて、⁽⁸⁾七重の行樹の想をなせ」とある。このことについて『觀經疏』・「定善義」において善導大師は「これ弥陀の淨國廣闊無辺なることを明かす。宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」と述べているのであるが、香月院はこの善導大師の解釈を取り上げて「善導已前の古師の中に此七重行樹と云ふを極樂のぐるりを取回して七重の並木あることぢやと解して書いてあるとみえる。善導夫を初めに破して弥陀の淨土は広大無辺際の淨土。豈ただ一の七重の行樹のみならんや。極樂には所所に宝樹の林あり。夫を七重の行樹と説いた者ぢやとあり」と説明している。すなわち、善導大師が極樂を「弥陀の淨國廣闊無辺」と言い、香月院が「弥陀の淨土は広大無辺際」と述べているのは、『無量壽經』や天親菩薩の『淨土論』の所説を受けたものであり、その廣大無辺際の淨土が、善導大師以前の古師が解したような、ただ一つの七重の行

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

樹によって周辺が囲まれ、限定されている国土であるはずがないという、善導大師の極楽に対する見解がここに述べられていると、香月院は見ているのである。このような『観経疏』・『定善義』における善導大師の極楽に対する見方は絵画によっても表現され、日本では当麻寺の曼荼羅図などに認められる。その「宝樹觀」を描いた箇所では七重の行樹が羅網で覆われ、羅網のあいだにいくつかの宮殿が見られ、行樹の根もとに欄楯が描かれている。ここでは、七重の行樹が欄楯、羅網そして宮殿などによって莊嚴されていて、それが宝樹と呼ばれる所以ともなっており、極楽の各所にあり、また列をつくり、処々に宝林となっているのである。上に掲げた香月院の言葉では「如是莊嚴した所の宝樹が極楽国中には所所にあり」と述べ、その經証として「ゆえに称讚淨土經には所所皆有七重行列妙寶欄楯七重行列宝多羅樹と説き給ふ」と玄奘訳『称讚淨土仏摶受經』(以下『称讚淨土經』という) の文を引いている。⁽¹¹⁾ この『称讚淨土經』については、藤田博士によって誤訳例の指摘などがあり、その訳出についての疑惑が提示されている。⁽¹²⁾ したがって、この「所所皆有…宝多羅樹」の箇所についても注意を要するので、後に取り上げてみたい。

さて、以上のような香月院の所説によって気付くことは、『阿弥陀経』・「讚宝樹莊嚴」の文を理解するについて、『觀無量壽經』に基づく善導大師の「宝樹觀」の解釈が適用されているということである。したがってこの箇所の科文も「讚宝樹莊嚴」と言われているのである。ではこれに対し、現代の諸学者が〈阿弥陀経〉によって、極楽世界についてどのようなイメージを提示しているかを瞥見してみよう。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

ら、インドの靈場に關係づけて解明され、平川博士は仏教学的視点から、インドの仏塔に關係づけて解明され、仏塔が極楽淨土のモデルであるということを主張されたのであるが⁽¹⁴⁾、兩博士の所説にもとづいて、藤田博士は「類似説からみた起源考」⁽¹⁵⁾における五番目の類似説として「仏塔の記述」を取り上げ、「作塔法」を述べている諸律藏のうち『僧祇律』卷三十三の箇所を引用した後で、次のようにコメントしている。

まず、「塔を作る法」は仏塔そのものの構造を示したものであるが、それは現存のサーンチーのストゥーパに見られるような構造に対応するものであることが明らかであろう。ここで記される「欄楯」は、サーンチーの欄楯によって確かめられるものであり、それを巨大化して七重にすれば、極楽の「七重の欄楯」の觀念が得られるであろう。つぎに「塔の園林」については、種々の樹を植えて、常に華があることを記しているが、これは極楽に園林・宝樹・宝華があるとするのに対応するであろう。この『僧祇律』には記していないが、『五分律』によると、「塔の左右に樹を植える」ことが説かれている。すると、これはストゥーパの参道が並木であることを意味するわけであり、これを大規模にして七重にすれば、極楽の「七重のターラ樹の並木」の觀念が成立するであろう。つぎに、「塔の池」は明らかに仏塔に付属した浴池であり、そこに青・赤・黄・白の蓮華があるとするのは、極楽における蓮池を髣髴せしめるのに十分である。⁽¹⁶⁾…

以上のように、『阿弥陀経』の「七重の欄楯」や「七重の行樹」や「蓮池」などについて考えることのできる手がかりは、インドのサーンチーに現存するような、仏塔のまわりを囲む欄楯や、靈場へ至る参道の両側に列をなして聳え立っている並木や、仏教の遺跡や、ヒンドゥー教の寺院などに見られる、四角形で、階段のある浴池などである。梵文と漢訳の『無量寿經』および『阿弥陀経』を英訳したゴメス博士は翻訳者のイメージとして、それらを略図にして提示している。⁽¹⁷⁾したがって、『阿弥陀経』によれば、極楽国土は現

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

在仏の阿弥陀仏を中心に、七重の欄楯が囲繞し、七重の行樹が聳え立ち、七重の羅網（梵文『阿弥陀経』では「鈴のついたもろもろの網」とあって、七〔重〕とはなっていない）が覆い、周辺には蓮池、その他、以下順を追って取り上げていくような、もろもろの莊嚴によって飾られている世界である。

2

ところで、パーリ、阿含（梵文を含む）、そして大乗經典の中には、ある都城、場所、あるいは世界などについて説く、その描写の中に「七重欄楯」、「七重行樹（七重宝多羅樹、七宝行樹）など」、「七重羅網（七宝交露）」、または「七重欄楯・七重羅網（七重交露、七重鈴網、七宝交露）・七重行樹（七重多羅行樹など）」とあるものがある。それらの大半は、藤田博士が「類似説からみた起源考」⁽¹⁸⁾で取り上げている、『阿弥陀経』の成立に先行し、『阿弥陀経』における極楽の觀念の形成に影響を与えたと思われる經典である。それは次のような經典である。

〈大善見王經〉類

◇「(七〔重〕の垣、…、) 七〔重〕のターラ樹の並木」とあるもの

- (1) パーリ文『大善見王經』(*Mahāsudassana-suttanta*)⁽¹⁹⁾
- (2) 梵文『大善見王經』(*Mahāsudarśanasūtra*)⁽²⁰⁾
- (3) チベット語訳『大善見王經』⁽²¹⁾

◇「(垣牆七重、…、) 周匝七重、行四宝多羅樹」とあるもの

- (4) 僧伽提婆訳『中阿含經』・『大善見王經』⁽²²⁾ (398年訳出)⁽²³⁾

◇「(其城七重、…、) …欄楯亦復七重」とあるもの

- (5) 竺佛念訳『長阿含經』・『遊行經』⁽²⁴⁾ (413年訳出)⁽²⁵⁾

◇「(七重城、…、) 七重欄楯、…、七重寶多羅樹、…、羅網」とあるもの

- (6) 閻那崛多訳『仏本行集經』⁽²⁶⁾ (591年訳出)⁽²⁷⁾

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

◇ 「(七重垣院、…、) 多羅樹、…、欄楯」とあるもの

(7) 義淨訳『根本説一切有部毘奈耶雜事』⁽²⁸⁾ (701年訳出)⁽²⁹⁾

〈世記経〉類

◇ 「七重欄楯・七重交露・七重行樹」とあるもの

(8) 法炬訳『大樓炭經』⁽³⁰⁾ (291~312年訳出)⁽³¹⁾

◇ 「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とあるもの

(9) 竺佛念訳『長阿含經』・『世記經』⁽³²⁾ (413年訳出)⁽³³⁾

◇ 「七重欄楯・七重鈴網・七重多羅行樹」とあるもの

(10) 閻那崛多等訳『起世經』⁽³⁴⁾ (597~604年訳出)⁽³⁵⁾

(11) 達摩笈多訳『起世因本經』⁽³⁶⁾ (605~617年訳出)⁽³⁷⁾

小品系〈般若経〉類

◇ 「(七 [重] の垣、…、) 七 [重] のターラ樹の並木、…、金の鈴のつい
た網」とあるもの

(12) 梵文『八千頌般若経』(*Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*)⁽³⁸⁾

◇ 「(其城七重、…、) 七宝琦樹、…、七宝交露」とあるもの

(13) 支婁迦讃訳『道行般若経』⁽³⁹⁾ (179年訳出)⁽⁴⁰⁾

◇ 「(其城七重、…、) 七宝琦樹、…、宝交露」とあるもの

(14) 支謙訳『大明度経』⁽⁴¹⁾ (222~253年訳出)⁽⁴²⁾

◇ 「(其城七重、…、) 七宝行樹、…、宝鈴羅網」とあるもの

(15) 鳩摩羅什訳『小品般若波羅蜜経』⁽⁴³⁾ (408年訳出)⁽⁴⁴⁾

◇ 「(其七重城、…、) 七宝行樹、…、宝網」とあるもの

(16) 施護訳『仏母出生三法藏般若波羅蜜多経』⁽⁴⁵⁾ (1004年訳出)⁽⁴⁶⁾

大品系〈般若経〉類

◇ 「(其城郭以七宝七重、…、) 七宝樹羅列重行(宝樹行列)、…、五百欄
楯、…、七宝鈴」とあるもの

(17) 竺叔蘭訳『放光般若経』⁽⁴⁷⁾ (291年訳出)⁽⁴⁸⁾

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- ◇ 「(其城七重、…、) 欄楯皆以七宝、…七宝行樹、…鈴網」とあるもの
 - (18) 鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜經』⁽⁴⁹⁾ (404年訳出)⁽⁵⁰⁾
- ◇ 「(七重垣牆、…、) 七重欄楯、…七重行列宝多羅樹、…覆以金網連以宝繩、懸以金鈴綴以宝鐸」とあるもの
 - (19) 玄奘訳『大般若波羅蜜多經』・「初会」⁽⁵¹⁾ (660～663年訳出)⁽⁵²⁾

その他の大乗經典

- ◇ 「(其大城壁七重、) 七重欄楯・七重行樹・七重交露」とあるもの
 - (20) 竺法護訳『海龍王經』⁽⁵³⁾ (285年訳出)⁽⁵⁴⁾
- ◇ 「七重欄楯・七重行樹・七重交露」とあるもの
 - (21) 竺法護訳『普曜經』⁽⁵⁵⁾ (308年訳出)⁽⁵⁶⁾
- ◇ 「七重欄楯・七重宝網、…、宝樹行列」とあるもの
 - (22) 鳩摩羅什訳『華手經』⁽⁵⁷⁾ (406年訳出)⁽⁵⁸⁾
- ◇ 「(其城七重、…、) 七重行樹、諸寶羅網」
 - (23) 鳩摩羅什訳『持世經』⁽⁵⁹⁾ (401年以後、卒年とされている409年までに訳出)⁽⁶⁰⁾
- ◇ 「(有一大城、…、) 七重行樹、…、七重鈴網、七重羅網」とあるもの
 - (24) 菩提流志訳『被甲莊嚴會』⁽⁶¹⁾ (『大寶積經』、706～713年訳出)⁽⁶²⁾

以上、「七重欄楯」、「七重羅網」、「七重行樹」、そしてこれらに近い語句のいずれかがある、または「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」、そしてこれに近い語句がある、パーリ、阿含、大乗の、ほぼすべての經典をここに取り出してみた。

さて、これら24例を見比べてみると、『大樓炭經』では「七重羅網」が「七重交露」となってはいるが「七重欄楯・七重交露・七重行樹」、『世記經』では「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」、『起世經』と『起世因本經』では「七重欄楯・七重鈴網・七重多羅行樹」とあって、『阿弥陀經』の「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」と一致するのは〈世記經〉類であることが判明する。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

断定することはできないが、この「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とある箇所については、『阿弥陀経』の原本は既に成立していた〈世記経〉の表現を取り入れたと見てよいのではないかと思う。その〈世記経〉類の一つである『世記経』は『長阿含経』の第四分であり、〈大善見王経〉類の箇所を有する『遊行経』は『長阿含経』の第一分である。そこで、「本来の『長阿含経』は第三分まであって、第四分は後世の付加である」とする見解に従えば、⁽⁶³⁾〈世記経〉類の「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」は先行する〈大善見王経〉の王城の描写に影響を受けて成立しているように思われる所以、まず〈大善見王経〉類を見てみよう。

3

〈大善見王経〉類

上に挙げた24例でも分かるように、〈大善見王経〉類には、パーリ文、梵文、そしてチベット語訳もある。最初にパーリ文『長部』・『大善見王経』より見ていくことにする。

Kusāvatī Ānanda rājadhāni sattahi pākārehi parikkhittā ahosi. Tattha eko pākāro sovaṇṇamayo, eko rūpimayo, eko veluriyamayo, eko phalikamayo, eko lohitāṅkamayo, eko masāragallamayo, eko sabbaratana-mayo.

.....

Kusāvatī Ānanda rājadhāni sattahi tāla-pantīhi parikkhittā ahosi. Ekā tāla-panti sovaṇṇamayā ekā rūpimayā, ekā veluriyamayā, ekā phalikamayā, ekā lohitāṅkamayā, ekā masāragallamayā, ekā sabbaratanamayā.⁽⁶⁴⁾

(アーナンダよ、クサーヴァティー王城は七〔重〕の垣(pākāra)によつ

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

て囲繞されて (parikkhittā) いた。すなわち、垣の一つは金でできており、一つは銀でできており、一つは瑠璃でできており、一つは水晶でできており、一つは珊瑚でできており、一つは車渠でできており、一つは一切の宝石でできているものであった。

.....

アーナンダよ、クサーヴァティー王城は七〔重〕のターラ樹の並木によって囲繞されていた。ターラ樹の並木の一つは金でできており、一つは銀でできており、一つは瑠璃でできており、一つは水晶でできており、一つは珊瑚でできており、一つは車渠でできており、一つは一切の宝石でできているものであった。)

この箇所によれば、王城であるから「城壁」とも訳されている “pākāra” (「垣」) が「七「重」」とあるが、これに対して〈阿弥陀経〉においては、極楽は王城ではないから、「欄楯」と訳されている “vedikā” となっているのである。王城はこの「七〔重〕の垣によって囲繞され」、更に「七〔重〕のターラ樹の並木によって囲繞されて」いるのである。〈阿弥陀経〉に先行する、このような〈大善見王経〉や、次に取り上げる〈世記経〉の文に従って〈阿弥陀経〉における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」が表されているとすれば、「行樹」はインドにおいて現代でも見られる、靈場へ至る参道の両側に列をなして聳え立っている並木ではなくて、文字どおり極楽を「周匝囲繞」しているのである。(ただし、失訳『般泥洹經』⁽⁶⁵⁾ や竺仏念訳『遊行經』⁽⁶⁶⁾には、「七重行樹」にあたる箇所はなく、ターラ樹について「道を俠（宋本、元本、明本では「夾」、聖語藏本では「挾」とある）みて両辺に多隣樹を生ず」とか「その城の処處に多隣樹を生ず」とある。) なお、パーリ文『大善見王経』において「七〔重〕」と訳した箇所は、他の和訳では「七〔種〕」、あるいは「七〔宝〕」と訳されているものもある。この箇所の「七」は、これらの、いずれの意にも取ることができるからである。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

ところで、『阿弥陀経』では、「極楽世界には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、みなこれ四宝、周匝し囲繞せり」という表現になっているので解りにくいのであるが、「七〔重〕」と表される理由が、このパーリ文『大善見王経』のように、王城の垣や行樹が一つが金、一つが銀、一つが瑠璃、一つが水晶、一つが珊瑚、一つが車渠、一つが一切の宝石という七宝でできているから、七〔重〕の垣といい、七〔重〕の行樹といふのであるとすれば、「七」と表される原意は直接的には「七宝」の「七」からきていることになる。七宝 (sapta-ratna) については、詳しい論考があって、その中に次のようなことが述べられている。

sapta ratna の語はリグ・ヴェーダにすでに三回みえるが、それが何を意味したかは不明であるという。しかし、仏教の七宝は世紀前四世紀ころ(?)のピプラーワーの宝石相（金、銀、水晶、珊瑚、真珠、玉髓、アメジスト、トパーズ）にたぶん対応している。⁽⁶⁸⁾

具体的に何であったかは不明にしても、七宝の観念はリグ・ヴェーダにまで遡ることができるようである。

次に梵文『大善見王経』を見てみる。

kuśāvatī ānanda rājadhānī saptabhiḥ prākāraiḥ parikṣiptā babhūva
caturvidhaiḥ prākāraiḥ sauvarṇai rājatair vaiḍūryamayaiḥ sphatikamayaīḥ |

kuśāvatī rājadhānī saptabhis tālapaṅktibhiḥ parikṣiptā babhūva caturvidhaiḥ tālaiḥ sauvarṇai rājatair vaiḍūryamayaiḥ sphatikamayaīḥ |⁽⁶⁹⁾

（アナンダよ、クシャーヴァティー王城は、金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種の垣 (prākāra) よりなる、七〔重〕の垣 (prākāra) によって囲繞されていた (parikṣiptā)。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

クシャーヴァティー王城は、金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種のターラ樹よりなる、七〔重〕のターラ樹の並木によって囲繞されていた。)

中村博士は、この箇所を次のように訳している。

「クシャーヴァティーなる首都は、七重の城壁でとり囲まれていた。また黄金より成り、銀より成り、瑠璃より成り、水晶より成る四重の城壁によつても囲まれていた。

.....

クシャーヴァティーという首都は、七重のターラ樹の列で囲まれていた。そうして四種類のターラ樹で囲まれていた。すなわち、黄金より成るもの、銀より成るもの、瑠璃より成るもの、水晶より成るものである。」

これでは七重と更に四宝より成る四重の城壁があり、また七重と更に四宝より成る四種類のターラ樹があることになつてしまふ。

金・銀・瑠璃・水晶でできている、四種の垣と四種のターラ樹よりなる、七〔重〕の垣と七〔重〕のターラ樹の並木によって囲繞されている王城とは、例えば、『中阿含經』・『大善見王經』によれば、「拘尸王城の周匝七重に四宝の多羅樹を行らす。金・銀・瑠璃及び水精なり。金多羅樹は銀の葉・華・実、銀多羅樹は金の葉・華・実、瑠璃多羅樹は水精の葉・華・実、水精多羅樹は瑠璃の葉・華・実なり」とあるように、一つ一つの垣とターラ樹が四種の宝石でできいていて、「金のターラ樹には銀の葉・華・実」というように組み合わされ、それが王城を七重に囲繞しているというのである。ところで、先に「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」とある箇所については、『阿弥陀経』の原本は、既に成立していた〈世記経〉の表現を取り入れたと見てよいのではないかと述べたが、「皆是四宝」とある箇所については、『阿弥陀経』はこの梵文『大善見王經』に「金でできており、銀でできており、瑠璃でできており、水晶でできている、四種の垣よりなる、七重の垣によって」とあるような、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

〈大善見王経〉の表現を取り入れたと見たい。と言っても、『阿弥陀経』の原本が〈大善見王経〉から直接取り入れたのではなく、次に取り上げる『大樓炭経』系の〈世記経〉を通してであろう。その他、〈大善見王経〉類の經典で目を引くのは、竺仏念訳『遊行経』では「その城は七重、城を遡る欄楯もまた七重」とあって、城が欄楯によって囲繞されていることになっていること、白法祖訳『仏般泥洹経』に「城中の宝樹」⁽⁷³⁾、闍那崛多訳『仏本行集経』に「いちいちの城内にみな七重の宝多羅樹あり」⁽⁷⁴⁾、義淨訳『毘奈耶雜事』に「城に七重の垣院ありて、周匝し囲繞せり。これらはみな、四宝をもって成ぜるところなり。謂ゆる金・銀・瑠璃・水精なり。…。七院中においておののおの多羅樹ありて行列をなし、みな四宝をもって成ぜり。…」⁽⁷⁵⁾とあるように、ターラ樹の並木は城内にあるとするものがあることである。

4

〈世記経〉類

次に〈世記経〉類を見てみよう。まず〈世記経〉類では最古訳（291～312年訳出）である法炬訳『大樓炭経』では、

難陀浴池東有園、名賢上。有七重欄楯・七重交露・七重行樹、周匝囲遶。
以四宝作之。姝好金・銀・水精・琉璃。⁽⁷⁶⁾

（難陀浴池の東に園あり、賢上と名づく。七重の欄楯・七重の交露・七重の行樹あり、周匝し囲遶せり。四宝をもってこれを作る。〔すなわち〕 姝好なる金・銀・水精・琉璃なり。）

とある。一見して気付くことは、「羅網」のところが「交露」となっている以外、『阿弥陀経』とほとんど同じであることである。続いて『阿弥陀経』の訳出（402年）からそんなに離れていない413年の訳出である『長阿含経』第四分・『世記経』にはいくつかの世界や場所が取り上げられているが、そ

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」についての世界や場所の描写の一部として繰り返し出てくるのが、
其城七重、七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、七宝所成。乃至無数衆鳥、相和而鳴。
(その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し校飾せり。七宝の成するところなり。乃至無数のもろもろの鳥、相い和して鳴く。)

というような箇所である。「七重欄楯」以下が定型表現であることを「七重欄楯…。乃至無数衆鳥、相和而鳴」で表している。そして、ここでは、上で見てきたパーリ文『大善見王經』と同じように、「七重の欄楯」などは「七宝の所成」となっている。次に、闍那崛多訳『起世經』(達摩笈多訳『起世因本經』⁽⁷⁸⁾は訳文がほとんど同じであるから略す)を見てみる。

諸神住所、…、七重欄楯・七重鈴網、復有七重多羅行樹、周匝圍遶、端嚴可愛。其樹皆以金・銀・琉璃・頗梨・赤珠・車渠・瑪瑙七宝所成。⁽⁷⁹⁾

(諸神の住所は、…、七重の欄楯・七重の鈴網あり、また七重の多羅行樹あり、周匝し圍遶し、端嚴にして可愛なり。その樹はみな金・銀・琉璃・頗梨・赤珠・車渠・瑪瑙の七宝をもって成するところなり。)

ここで注目されるのは、「端嚴可愛」という文である。これは梵文『阿彌陀經』における“citrā darśaniyā”(「きらびやかで、美しい」)に相当する箇所のように思われるが、「その樹はみな…七宝をもって成するところなり」となっていて、『阿彌陀經』とは異なり、パーリ文『大善見王經』と同じ表現である。

以上、〈世記經〉類を検討してみて言えることは、『阿彌陀經』における「七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、周匝圍繞せり」の文は最古訳の『大樓炭經』の文に近く、「七宝所成」とある『世記經』、『起世經』、『起世因本經』などとは伝承の系統が異なるようである。従って、『阿彌陀經』・「讚寶樹莊嚴」段は、現存する諸經典の中では、〈世記經〉類、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

特に『大樓炭経』の表現に最も近い定型表現を採用しているように思われる。そして、その〈世記経〉は北伝系の〈大善見王経〉の王城の表現を承けているようである。なお、梵文『阿弥陀経』によれば、欄楯とターラ樹の並木は七〔重〕とあるが、羅網については「鈴のついたもろもろの網」とあって、「七〔重〕」とはなっていない。次に見る梵文『八千頌般若経』では、単数で表され、「鈴のついた金の網」とある。

5

〈般若経〉類・その他の大乗經典

以上において見てきたのは、パーリと阿含系の諸經典であるが、次に大乗經典を取り上げてみよう。まず、小品系〈般若経〉である梵文『八千頌般若経』におけるガンダヴァティーという都城の描写を見てみたい。

asti kula-putretaḥ pañcabhir yojana-śatair Gandhavatī nāma nagarī sapta-ratna-mayī saptabhiḥ prākārair anuparikṣiptā saptabhiḥ pari-khābhiḥ saptabhis tāla-pañktibhir anuparikṣiptā … | sarvāvatī ca sā nagarī sauvarṇena kiṅkiṇī-jālena praticchannā |⁽⁸⁰⁾

(善男子よ、ここより5百ヨージャナのところに、ガンダヴァティーといふ七宝でできている都城がある。[その都城は] 七〔重〕の垣(prākāra)によって囲繞され(anuparikṣiptā)、七〔重〕の壕によって、七〔重〕のターラ樹の並木によって囲繞されていた。…。そして都城全体が、鈴のついた金の網によって覆われていた。)

ここには『阿弥陀経』の「讚宝樹莊嚴」の箇所に対応する部分のみを取り出したが、梵文『八千頌般若経』では、ガンダヴァティーの描写はこの部分以下も続いている。それは『阿弥陀経』・「依報段」における描写のいくつかとほぼ一致する。藤田博士が「以上は、都城の描写であって、仏國土の描写

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」についてではないから、必ずしも全部が対応するわけではないが、しかしここには極楽の描写との驚くべきほどの一致が認められる。七重のターラ樹の並木にかこまれていること、黄金の鈴の網に飾られていること、…」と指摘しているごとくである。⁽⁸¹⁾

次に、『阿弥陀経』の「讚宝樹莊嚴」と、それに対応する漢訳の、小品系・大品系の〈般若經〉類およびその他の大乗經典の部分とを対比して、目につく箇所を見ておく。

漢訳では最古訳（175年訳出）の『道行般若經』では、

其城…。皆以七宝作城。其城七重。其間皆有七宝琦樹。…。其間皆有七宝交露、其間垂鈴。⁽⁸²⁾

（その城は…。みな七宝をもって城を作る。その城は七重なり。その間にみな七宝の琦樹あり。…。その間にみな七宝の交露あり、その間に鈴を垂らす。）

この『道行般若經』も、その他の漢訳の小品系〈般若經〉類も「その城は七重」とあるが、以下は「七宝の琦樹」、「七宝の交露」とあるように、「七宝」で表されていて、当然のことではあるが、「みなこれ四宝」という記述はない。この箇所に限って言えば、『阿弥陀経』とは系統が異なるようである。

次に大品系〈般若經〉類を見てみると、竺叔蘭訳『放光般若經』⁽⁸³⁾と鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜經』⁽⁸⁴⁾は小品系と同じく「七宝」で表されているが、玄奘訳『大般若波羅蜜多經』・「初会」には「七重欄楯」、「七重行列宝多羅樹」⁽⁸⁵⁾とある。

また、「その他の大乗經典」として既に揚げておいたように、竺法護訳『海龍王經』⁽⁸⁶⁾（285年訳出）と『普曜經』⁽⁸⁷⁾（308年訳出）に「七重欄楯・七重行樹・七重交露」、鳩摩羅什訳『華手經』⁽⁸⁸⁾（406年訳出）に「七重欄楯・七重宝網、…、宝樹行列」、同じく鳩摩羅什訳『持世經』⁽⁸⁹⁾（401～409年の間に訳出）に「七重行樹、諸宝羅網」、菩提流志訳『被甲莊嚴會』⁽⁹⁰⁾（『大寶積經』所収、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について
706～713年訳出)に「七重行樹、…、七重鈴網、…、七重羅網」という訳語
がある。

6

さて、本稿の初めにおいて、香月院が「讚宝樹莊嚴」の箇所を講義している中で、極楽をどのように見るかという重要な問題を提起しているところを取り上げた。香月院はこの『阿弥陀経』の箇所を『觀無量壽經』の「寶樹觀」と、善導大師の『觀經疏』・「定善義」における「寶樹觀」の解釈に従って理解し、解説している。それによれば七重の行樹が欄楯、羅網そして宮殿などによって莊嚴されていて、それが宝樹と呼ばれる所以であるが、その宝樹が極楽の各所にあり、また列をつくり、処々に宝林になっているという。それを香月院は「如是莊嚴した所の宝樹が極楽國中には所所にあり」と述べ、その經証として「ゆえに称讚淨土經には所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹と説き給ふ」と『称讚淨土經』の文を引いている。

ところが、この『称讚淨土經』については、藤田博士によって、誤訳例の指摘などがあり、その訳出についての疑念が提示されている。そこで、『称讚淨土經』の「所所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹」の箇所について梵文と対照して、検討してみたい。

まず、『大正藏』によって、念のため当該箇所を見てみよう。

極樂世界淨佛土中、処處皆有七重行列妙宝欄楯・七重行列宝多羅樹、及有七重妙寶羅網、周匝圍繞。四寶莊嚴、金寶・銀寶・吠琉璃⁽⁹⁾・頗底迦寶、妙飾間綺。

四三六

*琉璃は宋本・元本・明本の三本では、瑠璃とある。

(極樂世界淨佛土の中には、処處にみな七重行列の妙宝欄楯・七重行列の宝多羅樹あり、及び七重の妙寶羅網あり、周匝し圍繞せり。四宝の莊嚴、

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

[すなわち] 金宝・銀宝・吠琉璃宝・頗胝迦宝もて妙飾間綺せり。)

香月院の引く『称讚淨土經』には、「所皆有七重行列妙宝欄楯七重行列宝多羅樹」とあるが、『大正藏』では「処處皆有七重行列妙宝欄楯・七重行列宝多羅樹」とある。「所」と「処處」とは、意味には違はないから、『講録』の筆記者は問題としなかったのであろう。ところで、ここで取り上げたいのは、『称讚淨土經』の訳出者が「処處にみな七重行列の妙宝欄楯・七重行列の宝多羅樹あり、及び七重の妙宝羅網あり、周匝し囲繞せり」と、七重の欄楯、七重の行樹そして七重の羅網が極楽世界の「処處」にあって、周匝し囲繞していると訳していることである。〈阿弥陀経〉に限って言えば、この「処處皆有」という言葉の有無によって、極楽世界における七重の欄楯や七重の行樹などの莊嚴のイメージは違ったものになる。そこで、本稿の初めに出しておいた梵文『阿弥陀経』の和訳の必要な箇所をもう一度見てみよう。

極楽世界は、七〔重〕の欄楯、七〔重〕のターラ樹の並木、鈴のついたもうもろの網によって飾られ、ぐるっと囲繞され(samantato 'nuparikṣiptā)、きらびやかで、美しい。[それら七〔重〕の欄楯などは] 四つの宝石、すなわち金・銀・瑠璃・水晶からできている。

現存の梵文には、「処處」に当たる言葉はない。あえて探してみれば、「ぐるっと」と訳した“samantatas”と同じく、“samanta”から作られる副詞の“samantāt”の漢語訳の用例の中に「処々」とある。⁽⁹²⁾しかし、『称讚淨土經』には「讚宝樹莊嚴」に続く「讚宝池莊嚴」の初めのところにも、又舍利子、極楽世界淨仏土中、処處皆有七妙宝池。⁽⁹³⁾

(また舍利子、極楽世界淨仏土の中には、処處にみな七妙宝池あり。)

四五

とあって、「処處皆有」という語句があるが、梵文では、

punar aparam Śāriputra Sukhāvatyāṁ lokadhātau saptaratnamayyah
puṣkarinyah⁽⁹⁴⁾ |

(また、次に、シャーリプトロよ、極楽世界には、七つの宝石からできて

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について
いる、もろもろの蓮池がある。)

とあり、「処処」に当たる語はない。同じく「讚宝池莊嚴」の中に、
tāsu ca puṣkarinīśu samantāc caturdiśam catvāri sopānāni citrāṇi dar-
śanīyāni … | ⁽⁹⁵⁾

(また、これらの蓮池には周囲四方に、四つの階段があって、きらびやか
で、美しい。)

とあり、ここでは「周囲」と訳した“samantāt”という語が見られる。こ
れは上で述べたように、「処々」とも訳される語であるが、『称讚淨土經』の
当該箇所では、

四面周匝、有四階道。⁽⁹⁶⁾
(四面を周匝し、四つの階道あり。)

とあって、ここも「処処」とはなっていない。

さらに梵文には、
tāsām ca puṣkarinīnām samantād ratnavṛksā jātāś citrā darśanīyāḥ
… | ⁽⁹⁷⁾

(また、これらの蓮池の周囲には、宝石の木々が生い繁り、きらびやかで、
美しい。)

とあって、ここにも「周囲には」と訳した“samantāt”という語が見られ
るが、『称讚淨土經』では、
諸池周匝、有妙寶樹、間飾行列、…、甚可愛樂。⁽⁹⁸⁾
(もろもろの池を周匝し、妙寶樹あり。間飾行列して、…、はなはだ愛樂
すべし。)

とあり、「周匝」と訳されていて、「処処」ではない。

以上のように見てくると、「讚宝池莊嚴」における“samantatas”または
“samantāt”という語は、『称讚淨土經』においては「周匝」と訳されてい
る。「処処皆有」に当たる語句は、現存の梵文、チベット語訳そして鳩摩羅

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

什訳『阿弥陀経』には見られず、原本にもなかったとすれば、『称讚淨土經』の付加ということになる。とすれば、何故付加されたのであろうか。これは全くの仮説であって、何の裏付けも筆者には出せないが、既に取り上げた、善導大師の『觀經疏』・「定善義」の「宝樹觀」を解釈する言葉の中で、「これ弥陀の淨国は廣闊無辺なることを明かす。宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」という宣言が引っ掛かる。藤田博士によれば、『称讚淨土經』が永徽元年（650年）正月一日に大慈恩寺の翻經院で訳出された頃には善導（613～681）はすでに長安に入って教化活動を行っていて、慈恩寺（＝大慈恩寺）に止住していたことを証明する金石文も二つも存在するとして、「慈恩寺は十余院もある広大な寺院であったから、玄奘の翻經院の近くの院で善導が説法をしていたのかもしれない。おそらく、玄奘と会う機会もあったことであろう」と言われている。⁽⁹⁹⁾ 善導大師が繰り返し行ったであろう『觀無量壽經』や『阿弥陀經』の講説、またはその講説にもとづいて作られたであろう極樂の変相図の公開、そして変相図にもとづいて行われたであろう絵解きの説教などによる、極樂についての情報は、—それらの情報の中に、善導は極樂について「宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」と述べているというのもあって—、『称讚淨土經』を訳出しつつあった玄奘の翻經院にも届いていたのではないか。「処處皆有」というのは、その反映と考えられないだろうか。もしそうだとすれば、「善導と玄奘との関係を知る手がかりはまったくない」と言われている、⁽¹⁰⁰⁾ その二人ではあるが、「処處皆有」という、一筋の糸によって繋がっていることになる。これは筆者の単なる妄想に過ぎないであろうか。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について
る經典の一つと見られる〈世記經〉を、例えば、最古訳の『大樓炭經』より
分かりやすく訳している『長阿含經』・『世記經』の「阿須倫品」によって見
てみると、阿須倫王、すなわち阿修羅王の城について次のような記述がある。
須弥山北大海水底、有羅訶阿須倫城。縱廣八万由旬。其城七重、七重欄楯・
七重羅網・七重行樹、周匝校飾、以七宝成。…
其阿須倫王所治小城、当大城中、名輪輸摩跋吒。縱廣六万由旬。其城七重、
七重欄楯・七重羅網・七重行樹、周匝校飾、七宝^{*}所**成。…。
於其城内、別立議***堂。名曰七尺利沙。堂牆七重、七重欄楯・七重羅網・
七重行樹、周匝校飾、七宝所成。⁽¹⁰¹⁾…

*宋・元・明の三本は以七宝。**宋・元・明の三本は所はなし。
***宋・元・明の三本は義。

(須弥山の北の大海水の底に、羅訶阿須倫の城あり。縱廣八万由旬なり。
その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し
校飾し、七宝をもって成る。…

その阿須倫王の所治の小城は、大城の中に当たって、輪輸摩跋吒と名づ
く。縱廣六万由旬なり。その城は七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・
七重の行樹あり、周匝し校飾し、七宝の所成なり。…

その城内において、別に議堂を立つ。名づけて七尺利沙という。堂牆は
七重にして、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり、周匝し校飾し、
七宝の所成なり。…)

以下においても、同じような文が繰り返されているのであるが、このよう
な箇所はここだけでなく、他の箇所にも見られる。「七重の欄楯・七重の羅
網・七重の行樹」は大城、その中の小城、議堂などにも周匝し校飾して
いるのである。とすれば、このような文は、極樂世界について善導大師によって
「宝樹・宝林、あに七行をもって量とせんや」とあることや、『称讚淨土經』
に「处处皆有」とあることを支持するのであるが、『阿弥陀經』では、恐ら

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について
く〈大樓炭経〉系の定型表現の描写の影響を受け、その一部分を取って、
「極樂国土には、七重の欄楯・七重の羅網・七重の行樹あり。みなこれ四宝、
周匝し囲繞せり」と表しているのであろう。

ところで、「周市」について、善導大師の「宝樹・宝林、あに七行をもつて量とせんや」という言明に合わせて、「四宝で飾られた七重の宝樹などが、極樂国土のいたるところにめぐらされている意」と註記したり、「四宝を以て作られ、國の至るところ彼處此處をめぐってをる」と表しているものがあるが、⁽¹⁰³⁾ “samantatas” は「まわりにぐるっと」の意であろうし、香月院も⁽¹⁰⁴⁾ 「周市囲繞」について、「周市とは取りまわすことなり。囲繞とは取りかこむこと」と理解している。従って、『阿弥陀経』においては、「周市」に「いたるところ」または「國の至るところ彼處此處を」という意は直接にはないと思われる。なお、梵文『無量寿經』(*The Larger Sukhāvatīvyūha*) では、次のような箇所がある。

evamṛūpair Ānanda saptaratnamayair vṛksaiḥ samtataṁ tad buddhak-
ṣetram samantāc ca kadalīstambhaiḥ saptaratnamayai ratnatālapaṅk-
tibhiś cānuparikṣiptam, …⁽¹⁰⁵⁾

(アーナンダよ、かの仏國土は、このような七つの宝石でできている木々に覆われ、また、ぐるっと (samantāt)、七つの宝石でできている芭蕉の幹と、宝石のターラ樹の並木とによって、囲繞されている (anuparikṣiptam)。…)

(1) 『大正藏』12巻、346頁、下段。

(2) *Sukhāvatī-vyūha, Description of Sukhāvatī, the Land of Bliss*, ed. by F. Max Müller and B. Nanjio (*Anecdota Oxoniensia, Aryan Series, Vol. I, Part II*, Oxford, 1883) 所収の *The Smaller Sukhāvatī-vyūha* (以下 *Sm.*)

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

下 *Sm. Sukh.* という), p.93, ll. 9-13. なお、藤田宏達『阿弥陀經講究』(以下『講究』という。裏79-88頁) 所収の *The Smaller Sukhāvatīvyūha, Emended text of F. Max Müller's edition by K. Fujita.* によって補正。*Sm. Sukh.* については以下同じ。

- (3) 中村元・早島鏡正・紀野一義訳註・ワイド版岩波文庫『浄土三部經』(下)(岩波書店、1991年、改版第1刷)、136頁。なお、『浄土真宗聖典一原典版一』(本願寺出版部、1985年、150頁)にも「ミナコレ四宝周帯匁セリ」とある。
- (4) 同上、170頁。
- (5) 『講究』の「訳註」(262頁、下段)によれば、“cf. J. S. Speijer, *Sanskrit Syntax*, Leyden, 1886, p.84; S. Sen, *An Outline Syntax of Buddhistic Sanskrit*, Calcutta 1928, p.43.”とある。
- (6) 香月院深励『阿弥陀經講義』(『香月院深励著作集』七、浄土三部經講義3, 法藏館、1981年) 149頁、同『仏說阿弥陀經講義』八卷(『仏教大系』「浄土三部經」第五所収、1929年、仏教大系刊行会、187頁)。
- (7) 同上、『阿弥陀經講義』148-149頁、『仏說阿弥陀經講義』185-186頁。
- (8) 『大正藏』12巻、342頁、中段。
- (9) 『真宗聖教全書』一、三經七祖部(興教書院・大八木興文堂、1961年) 508頁。
- (10) 例え、『無量寿經』では「恢廓曠蕩、不可限極」(『大正藏』12巻、270頁、上段)とあり、『淨土論』、すなわち『無量寿經優波提舍願生偈』では「廣大無辺際」(『大正藏』26巻、230頁、下段)とある。
- (11) 『大正藏』12巻、348頁、下段。
- (12) 藤田宏達「玄奘訳『称讚淨土仏攝受經』考」(『印度哲学仏教学』第13号、1998年、1-35頁)。
- (13) 中村元『大乘佛教II 大乗佛教の思想』(『中村元選集』[決定版] 第21巻、春秋社、1995年) 712-735頁。
- (14) 平川彰『初期大乗と法華思想』(『平川彰著作集』第6巻、春秋社、1989年) 17-22頁。
- (15) 藤田宏達『原始淨土思想の研究』486-505頁。
- (16) 同上、500-501頁。
- (17) *The Land of Bliss, The Paradise of the Buddha of Measureless Light, Sanskrit and Chinese Versions of the Sukhāvatīvyūha Sūtras, Introductions and English Translations by Luis O. Gómez, University Hawai'i Press, Honolulu and Higashi Honganji Shinshu Otani-ha, Kyoto, 1996, P. 260.*
- (18) 訂(15)。なお、藤田博士は「類似説から見た起源考」において〈大善見王經〉類を「転輪聖王神話」、〈世記經〉類を「北クル州神話」と呼んでいる。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (19) *The Dīgha-Nikāya*, ed. by T.W.Rhys Davids and J. Estlin Carpenter, Vol. II, The Pāli Text Society, Repr., 1966, p. 170, l. 17-p. 171, l. 9.
- (20) *Das Mahāparinirvāṇasūtra*, Text in Sanskrit und Tibetisch, verglichen mit dem Pāli nebst einer Übersetzung der chinesischen Entsprechung im Vinaya der Mūlasarvāstivādins, auf Grund von Turfan-Handschriften herausgegeben und bearbeitet von Ernst Waldschmidt, Teil III, Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst, Jahrgang 1950 Nr. 3., Akademie-Verlag Berlin, 1951, S. 306, 34. 2, 34. 6., 臨川書店、1986年、復刻。
- (21) *Ibid.*, S. 308, 34. 2, 34. 6.
- (22) 『大正藏』1巻、515頁、中一下段。
- (23) 『中阿含經』の訳出者と訳出年については、僧祐撰『出三藏記集』(以下『出三』という)卷九所収の「中阿含(含は麗本には鉛とあるが、宋本・元本・明本の三本による。以下同じ)経序」に「然後乃以晋隆安元年、…更出中阿含。…請僧伽提和転胡為晋。…至来二年(398)…草本始訖」(『大正藏』55巻、64頁、上段)とある。この「経序」は麗本(すなわち『大正藏』)の『中阿含經』末尾に少し省略もあるが、「後出中阿含經記」(『大正藏』1巻、809頁、中一下段)として出ている。また、『出三』卷二の僧伽提婆の項に「中阿含經六十卷」とあり、その割註に「晋隆安元年…於東亭寺訳出。至二年(398)…訖」(『大正藏』55巻、10頁、下段)とある。
- (24) 『大正藏』1巻、21頁、中段。
- (25) 『長阿含經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の仏駄耶舍の項に「長阿含經二十二卷」とあり、割註に「晋弘始十五年(413)出。竺仏念伝訳」(『大正藏』55巻、11頁、中段)とある。また、釈僧肇「長阿含經序」(『大正藏』55巻、63頁、下段)も同じ。
- (26) 『大正藏』3巻、660頁、上段。
- (27) 『仏本行集經』の訳出者と訳出年については、費長房撰『歴代三宝紀』(以下『三宝紀』という)卷12の「闍那崛多」の項に「開皇十二年」(『大正藏』49巻、103頁、中段)とあるが、脚註の宋本、元本、明本、宮本にあるように、「開皇十一年(591)」とする。
- (28) 『大正藏』24巻、393頁、上段。
- (29) 『根本說一切有部毘奈耶雜事』の訳出者と訳出年については、智昇撰『開元釈教錄』(以下『開元錄』という)卷九の「義淨」の項に「根本說一切有部毘奈耶雜事四十卷」とあり、割註に「景龍四年(701)…訳」(『大正藏』55巻、568頁、上段)とある。
- (30) 『大正藏』1巻、280頁、上段。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (31) 『大樓炭經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「法炬・法立」の項において、四部の中に「樓炭經六卷」とあり、「右四部、凡十二卷。晋惠懷（+帝）宋本、元本、明本の三本）時（291-312）、沙門法炬訳出」（『大正藏』55巻、9頁、下段）とある。
- (32) 『大正藏』1巻、120頁、上段。
- (33) 註(25)参照。
- (34) 『大正藏』1巻、310頁、下段。
- (35) 『起世經』の訳出者と訳出年については、『開元錄』卷七の「闍那崛多」の項に「起世經十卷」とあり、割註に「第五訳。…崛多・笈多二法師共出（宋本、元本、明本の三本によれば出は訳とある）」（『大正藏』55巻、549頁、上段）とある。「597（年）」については「或は開皇十七年（597）以後に」とある小野玄妙『仏書解説大辞典』別巻・仏典総論（大東出版社、改訂発行、1978年）137頁、上段による。「604年」については、道宣撰『大唐内典錄』（以下『内典錄』という）卷五の「達摩崛多」の項に「仁寿之末（604）〔闍那〕崛多…流擯東越」（『大正藏』55巻、280頁、上段）による。
- (36) 『大正藏』1巻、366頁、上段。
- (37) 『起世因本經』の訳出者と訳出年については、『内典錄』では「達摩崛多」の項に「東都起世經十卷」（『大正藏』55巻、280頁、上段）とあり、『開元錄』では「起世因本經十卷」（『大正藏』55巻、551頁、下段）とあり、この經典は「從大業初年（605）、終大業末歲（617）。訳大方等善住意等經九部、…」（『大正藏』55巻、552頁、中段）の中に入っている。
- (38) *Abhisamayālankār' ālokā Prajñāpāramitāvākhyā, the Work of Haribhadra, ed. by U. Wogihara, Tokyo, The Toyo Bunko, Second printed 1973, ll. 18-21, p. 933, l. 3, Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā, with Haribhadra's Commentary Called Āloka, ed. by P. L. Vaidya, Buddhist Sanskrit Texts-No. 4, Darbhanga, 1960, p.240, ll. 7-9, ll. 15-16.*
- (39) 『大正藏』8巻、471頁、下段。
- (40) 『道行般若經』の訳出者と訳出年については、未詳作者「道行經後記」（『出三』卷七所収）に「光和二年（179）…。時伝言訳者（者訳とあるのを、元本と明本によって訳者とする）月支菩薩支讖」（『大正藏』55巻、47頁、下段）とある。また、『出三』卷二の「支讖」の項に「般若道行品經十卷」とあり、割註に「光和二年…出」（『大正藏』55巻、6頁、中段）とある。
- (41) 『大正藏』8巻、504頁、中段。
- (42) 『大明度經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「支謙」の項に「明度經四卷」とあり、「支謙以吳主孫權黃武初（222）至、孫亮建興中（253）所訳出」（『大正藏』55巻、7頁、上段）とある。

『阿弥陀經』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (43) 『大正藏』8卷、580頁、下段。
- (44) 『小品般若波羅蜜經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「弘始十年（408）」（『大正藏』55卷、10頁、下段）とある。釈僧叡作「小品經序」（『大正藏』55卷、55頁、上段）も同じ。
- (45) 『大正藏』8卷、669頁、上段。
- (46) 『仏母出生三法藏般若波羅蜜多經』の訳出年については、『大中祥符法宝錄』卷第十二（『宋藏遺珍』六（新文豐出版公司、中華民国六十七年）、3893頁、上段、以下『祥符錄』という）によれば、「起咸平六（1003）春、終景德元（1004）冬」とある。
- (47) 『大正藏』8卷、142頁、上段。
- (48) 『放光般若經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷七に収録されている「放光經記」に「以元康元年（291）五月十五日、…、時執胡本者于闐沙門無叉羅、優婆塞叔蘭口伝」（『大正藏』55卷、47頁、下段）とあり、釈道安作「合放光光讚略解序」にも、「放光…、到元康元年五月、乃得出耳…、放光于闐沙門無叉羅執胡、竺叔蘭為訳言」（『大正藏』55卷、48頁、上段）とある。実際の訳出者は竺叔蘭である。
- (49) 『大正藏』8卷、417頁、上段。
- (50) 『摩訶般若波羅蜜經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「（弘始）六年（404）…訖」（『大正藏』55卷、10頁、下段）とある。釈僧叡「大品經序」（『大正藏』55卷、53頁、中段）も同じ。
- (51) 『大正藏』6卷、1060頁、中段。
- (52) 『大般若波羅蜜多經』の訳出者と訳出年については、『內典錄』卷五の「玄奘」の項には「顯慶四年（659）」（『大正藏』55卷、282頁、中段）とあり、『開元錄』卷八の玄奘の項には「至龍朔三年（663年）…畢」（『大正藏』55卷、555頁、中段）とある。
- (53) 『大正藏』15卷、140頁、中段。
- (54) 『海龍王經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「竺法護」の項に「海龍王經四卷」とあり、その割註に「太康六年（285）…出」（『大正藏』55卷、7頁、中段）とある。
- (55) 『大正藏』3卷、513頁、下段。
- (56) 『普曜經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「竺法護」の項に「普曜經八卷」とあり、その割註に「永嘉二年（308）五月出」（『大正藏』55卷、7頁、中段）とある。未詳作者「普曜經記」（『大正藏』55卷、48頁、中段）も同じ。
- (57) 『大正藏』16卷、129頁、中段。
- (58) 『華手經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「華首經十卷」（『大正藏』55卷、10頁、下段）とあり、訳出年については『三宝

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

紀』卷八の「鳩摩羅什」の項に「華首経一十卷」とあり、その割註に「弘始八年（406年）訳」（『大正藏』49卷、77頁、下段）とある。

(59) 『大正藏』14卷、651頁、中段。

(60) 『持世經』の訳出者については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「持世經四卷 或三卷」（『大正藏』55卷、10頁、下段）とあるが、訳出年については不明。「鳩摩羅什」の項の最後の箇所に「右三十五部、…、以偽秦姚興弘始三年（401年）至長安、於大寺及逍遙園訳出」（『大正藏』55卷、11頁、上段）とあり、卒年の409年説については、横超慧日・諫訪義純『羅什』（「人物　中国の仏教」、大蔵出版、1982年）113-118頁参照。

(61) 『大正藏』11卷、134頁、中段。

(62) 『被甲莊嚴会』の訳出者と訳出年については、『開元錄』卷九の「菩提流志」の項に「大宝積經一百二十卷」とあり、その割註に「神龍二年（706）創首、先天二年（713）功畢」（『大正藏』55卷、569頁、中段）とある。

(63) 小山一行「解題」（『新国訳大藏經』阿含部3、『長阿含經Ⅲ 他』）（大蔵出版、1995年、4頁）。前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』（山喜房仏書林、1964年、第1刷）620頁、およびその「註(4)」635頁参照。

(64) 註(19)。

(65) 『大正藏』1卷、185頁、中段。

(66) 同上、21頁、中段。

(67) 同上、下段。

(68) 定方晨「七宝について」（『印度学仏教学研究』第24卷第1号、1975年、90頁、上段、およびその「註(27)」91頁、下段）。

(69) 註(20)。

(70) 中村元『遊行經』下〈阿含二〉（『仏典講座』一、大蔵出版、1985年、547頁）。

(71) 『大正藏』1卷、515頁、下段。

(72) 同上、21頁、中段。

(73) 同上、169頁、下段。

(74) 『大正藏』3卷、660頁、上段。

(75) 『大正藏』24卷、393頁、上段。

(76) 『大正藏』1卷、280頁、上段。

(77) 同上、120頁、上段。

(78) 同上、366頁、上段。

(79) 同上、310頁、下段。

(80) 註(38)。

(81) 註(15)の藤田宏達、前掲書、477頁。

(82) 『大正藏』8卷、471頁、下段。

『阿弥陀経』における「七重欄楯・七重羅網・七重行樹」について

- (83) 同上、142頁、上段。
- (84) 同上、417頁、上段。
- (85) 『大正藏』6卷、1060頁、中段。
- (86) 『大正藏』15卷、140頁、中段。
- (87) 『大正藏』3卷、513頁、下段。
- (88) 『大正藏』16卷、129頁、中段。
- (89) 『大正藏』14卷、651頁、中段。
- (90) 『大正藏』11卷、134頁、中段。
- (91) 『大正藏』12卷、348頁、下段。
- (92) 萩原雲来編纂・辻直四郎協力『漢訳対照 梵和大辞典』(鈴木学術財団、1979年、増補改訂版)の“sam-anta”の項(1412頁、左)における“~tāt”的漢訳の用例の中に「処々」が挙げられている。
- (93) 『大正藏』12卷、348頁、下段。
- (94) *Sm. Sukh.* p.93, ll. 14-15. 『講究』裏80頁、11-12行。
- (95) *Ibid.* p.93, ll. 18-19. 『講究』裏80頁、15-16行。
- (96) 『大正藏』12卷、348頁、下段。
- (97) *Sm. Sukh.* p.93, ll. 20-21. 『講究』裏80頁、18-19行。
- (98) 『大正藏』12卷、349頁、上段。
- (99) 註(12)の藤田宏達、前掲論文、24-25頁。
- (100) 同上、25頁。
- (101) 『大正藏』1卷、129頁、中段。
- (102) 「忉利天品」(『大正藏』1卷、131頁、上段)参照。
- (103) 註(3)のワイド版岩波文庫『浄土三部経』(下) 170頁。
- (104) 柏原祐義『浄土三部経講義』(東方書院内仏教聖典講義刊行会、1985年) 466-467頁。
- (105) 註(92)。“sam-anta”的項に、副詞として“~m”には「まわりにぐるっと」、“~tāt”には「ぐるっと四方に」とある。“~tas”的場合も同じ意味であろう。
- (106) *Sukhāvatīvyūha*, édité par Atsuji Ashikaga, Kyoto, Librairie Hōzō-kan, 1965, p.32, ll. 22-24. なお、藤田宏達訳『梵文和訳 無量寿經・阿弥陀經』(法藏館、1979年、第2刷)所収の「梵文補正表(無量寿經)」によって補正。